



平成 28 年 5 月 31 日

各 位

会 社 名 **株式会社 新日本科学**  
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 永田 良一  
(コード番号：2395 東証一部)  
問 合 せ 先 代表取締役副社長 関 利彦  
(TEL：03-5565-6216)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 31 日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 43 回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」に関する議案を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社事業の今後の展開に対応するため、事業目的の追加を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更され、新たに業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりました。これに伴い、それらの取締役及び監査役につきましても期待される役割を十分に発揮できるよう、第 28 条(取締役の責任免除)及び第 37 条(監査役の責任免除)の一部をそれぞれ変更するものであります。

なお、第 28 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)	平成 28 年 6 月 29 日 (水曜日)
定款変更の効力発生日 (予定)	平成 28 年 6 月 29 日 (水曜日)

以 上

## 新旧対照表

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 〵 (条文省略)</p> <p>(6)</p> <p>(7) 医薬、農薬、食品、化粧品、工業・化学薬品の開発研究のための薬理試験、一般毒性試験(急性、亜急性、慢性毒性試験)、特殊毒性試験(抗原性、局所刺激性、吸入、変異原性、発癌性、生殖試験)等の各項目の試験の実施</p> <p>(8) 医薬、医療材料、農薬、機能性食品、化粧品、工業・化学薬品の研究開発と受託研究</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 〵 (現行どおり)</p> <p>(6)</p> <p>(7) 医薬、農薬、食品、化粧品、工業・化学薬品、<u>再生医療等製品、医療機器</u>の開発研究のための薬理試験、一般毒性試験(急性、亜急性、慢性毒性試験)、特殊毒性試験(抗原性、局所刺激性、吸入、変異原性、発癌性、生殖試験)等の各項目の試験の実施</p> <p>(8) 医薬、医療材料、農薬、機能性食品、化粧品、工業・化学薬品、<u>再生医療等製品、医療機器</u>の研究開発と受託研究</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(9) 医薬品、医薬部外品、研究用試薬、農薬、機能性食品、化粧品、工業・化学薬品、医療材料、医療機械器具、医療用衛生材料、環境保全、予防医学及び保健衛生に関する下記の事業</p> <p>①臨床試験・研究の受託及び臨床試験・治験コーディネーター</p> <p>②研究開発、研究開発の受託、研究指導、実地指導</p> <p>③臨床試験・研究・治験実施医療機関への支援</p> <p>④研究開発及び許可申請、並びに販売に関するコンサルタント</p> <p>⑤研究開発及び許可申請、並びに販売に関する通訳</p> <p>⑥研究開発及び許可申請、並びに販売に関する概要書作成</p> <p>⑦広告・宣伝に関する企画業</p> <p>⑧輸入、製造販売業</p> <p>⑨新規合成反応の開発、知的財産化</p> <p>⑩大量合成法の開発、知的財産化</p> <p>⑪候補化合物の評価、探索、知的財産化</p> <p>⑫合成プロセス改良の受託研究</p> <p>⑬化合物合成の受託研究</p> <p>(10)        ｝ (条文省略)</p> <p>(15)</p>	<p>(9) 医薬品、医薬部外品、研究用試薬、農薬、機能性食品、化粧品、工業・化学薬品、<u>再生医療等製品</u>、<u>医療機器</u>、医療材料、医療機械器具、医療用衛生材料、環境保全、予防医学及び保健衛生に関する下記の事業</p> <p>①臨床試験・研究の受託及び臨床試験・治験コーディネーター</p> <p>②研究開発、研究開発の受託、研究指導、実地指導</p> <p>③臨床試験・研究・治験実施医療機関への支援</p> <p>④研究開発及び許可申請、並びに販売に関するコンサルタント</p> <p>⑤研究開発及び許可申請、並びに販売に関する通訳</p> <p>⑥研究開発及び許可申請、並びに販売に関する概要書作成</p> <p>⑦広告・宣伝に関する企画業</p> <p>⑧輸入、製造販売業</p> <p>⑨新規合成反応の開発、知的財産化</p> <p>⑩大量合成法の開発、知的財産化</p> <p>⑪候補化合物の評価、探索、知的財産化</p> <p>⑫合成プロセス改良の受託研究</p> <p>⑬化合物合成の受託研究</p> <p>(10)        ｝ (現行どおり)</p> <p>(15)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(16) 医薬品、医療用器材、医療衛生用品、医薬部外品、化粧品、香料、医療用具、医療用器械器具及びその部分品、医療用機械器具用金型及びその部分品、医療用の備品及び消耗品、治工具及びその部分品、製薬用機器・用具、乳業機器、食品加工関連機器、農業・酪農畜産用機器、衛生雑貨、食品、牛乳、乳製品、薬草、食品添加物、生鮮食料品、加工食料品、健康食品、冷凍食料品、飲料品、酒類、清涼飲料、酒精含有飲料、動物用医薬品、農業用薬品、農畜水産物、飼料及び飼料添加物、肥料、化学薬品、検査用試薬、測定機器及びその部分品並びに機械器具類の研究開発、生産・製造（受託製造含む）、販売、販売の請負及び仲介業務（前臨床及び臨床試験の受託にかかる仲介業務を含む）、輸出入、商品企画、加工、レンタル、賃貸借、並びに修理</p> <p>(17) } (条文省略)</p> <p>(71)</p>	<p>(16) 医薬品、医療用器材、医療衛生用品、医薬部外品、化粧品、香料、<u>再生医療等製品、医療機器</u>、医療用具、医療用器械器具及びその部分品、医療用機械器具用金型及びその部分品、医療用の備品及び消耗品、治工具及びその部分品、製薬用機器・用具、乳業機器、食品加工関連機器、農業・酪農畜産用機器、衛生雑貨、食品、牛乳、乳製品、薬草、食品添加物、生鮮食料品、加工食料品、健康食品、冷凍食料品、飲料品、酒類、清涼飲料、酒精含有飲料、動物用医薬品、農業用薬品、農畜水産物、飼料及び飼料添加物、肥料、化学薬品、検査用試薬、測定機器及びその部分品並びに機械器具類の研究開発、生産・製造（受託製造含む）、販売、販売の請負及び仲介業務（前臨床及び臨床試験の受託にかかる仲介業務を含む）、輸出入、商品企画、加工、レンタル、賃貸借、並びに修理</p> <p>(17) } (現行どおり)</p> <p>(71)</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間で、その取締役の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、会社法第 425 条第 1 項が規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）</u>との間で、その取締役の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、会社法第 425 条第 1 項が規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p>

<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 37 条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間で、その監査役の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、会社法第 425 条第 1 項が規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 37 条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間で、その監査役の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、会社法第 425 条第 1 項が規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p>
--	--